

生環第987号
平成25年7月9日

経済産業大臣 茂木敏充 殿

大分県知事 広瀬勝貞

環境影響評価法等に基づく環境影響評価方法書についての意見

九州電力株式会社の大岳発電所更新計画に係る環境影響評価方法書について、環境影響評価法及び電気事業法に基づく意見は下記のとおりです。

記

1 全般的事項

当該更新計画は、発電システムの効率化による地熱資源の有効活用や造成済みの土地の利用など、環境負荷低減に向けた配慮がうかがえる。しかしながら、事業実施区域の周囲は火山性地質に特有の自然環境を有しており、専門家等の指導・助言を参考に、地域特性に十分に配慮した調査、予測及び評価を行うこと。

2 地形・地質

地形・地質について、方法書に記載している「土地分類図(大分県)」だけでなく、最新の文献等を確認の上、調査した文献名と併せて準備書に記載すること。

3 動物、植物、生態系

- (1) 動植物の現地調査については、調査ルートを選定根拠を明らかにするとともに、調査対象種に応じて調査範囲を柔軟に設定すること。
- (2) 方法書において植物の調査範囲に設定した区域内には、小規模ながら湿

地が存在していることから、当該湿地を対象とした調査ルートを設定し、動植物の調査を行うこと。

- (3) 過去に周辺地域で飛翔が確認されたことがあるイヌワシについては、あらかじめ関係機関からの生息状況の聞き取りや文献調査を行った上で、現地調査を行うこと。
- (4) 九重町はオンセンミズゴマツボの模式産地であり、直近の調査で生息が確認されていることから、事業実施対象区域やその周辺での生息が考えられるため、生息状況について調査を行うこと。
- (5) 昆虫類について、文献から過去の生息状況を調査し、対象事業実施区域の地域特性を踏まえた上で、現地調査の対象とする種を選定すること。
- (6) オンセンゴケは大分県レッドデータブックの掲載種ではないが、県内で対象事業実施区域周辺のみでしか確認されていないことから、調査を行うこと。

4 景観

- (1) 主要な眺望点の選定に当たっては、対象事業実施区域周辺を通る幹線道路等からの眺望についても調査対象として検討すること。
- (2) フォトモンタージュによる評価に当たっては、眺望点周辺の状況や植栽を十分把握し、落葉時期を含めるなど景観を代表する 2 季以上について評価を行うこと。